

平成25年度 第1回 奈良県たばこ対策推進委員会

日時：平成25年5月21日（火）
午後2時～4時

場所：奈良県婦人会館 1階 研修室3

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）なら健康長寿基本計画（案）について 【資料1】

（2）平成25年度のたばこ対策の取組について 【資料2～5】
(禁煙週間におけるたばこ対策の取り組み含む)

（3）その他

3 閉 会

奈良県たばこ対策推進委員会 委員名簿

委員委嘱任期：平成26年6月30日まで

所 属 団 体 名	委 員 氏 名
学識経験者（奈良女子大学）	専門家
奈良県医師会	医療関係
奈良県歯科医師会	医療関係
奈良県薬剤師会	医療関係
王寺町Get元気21 煙バイバイ活動	たばこ対策 ボランティア
[事務局] 各保健所母子健康推進係	郡山保健所 桜井保健所 葛城保健所 吉野保健所
健康づくり推進課	たばこ対策事業担当

第1回 奈良県たばこ対策推進委員会配席図

日 時：平成25年5月21日（火）午後2:00～4:00
場 所：奈良県婦人会館 1階 研修室3

檜野委員長

荒川委員

富森委員

高橋委員

山口委員

事務局

榎原 谷垣 大原 森本

郡山保健所 葛城保健所 平 中川
増田 井伊

桜井保健所 吉野保健所 報道席
堀内 翼 大門

傍聴席 報道席 報道席 報道席

○奈良県たばこ対策推進委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第四十三号

奈良県たばこ対策推進委員会規則をここに公布する。

奈良県たばこ対策推進委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県たばこ対策推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 未成年者の喫煙の防止を推進するための方策に関すること。
- 二 公共の場所、職場等における禁煙を推進するための方策に関すること。
- 三 喫煙者の禁煙を支援するための方策に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、たばこ対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 たばこ対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年六月三十日までとする。

資料一式

ページ

(資料 1) なら健康長寿基本計画の概要 (案)	1~5
(資料 2) 平成 24 年度第 2 回たばこ対策推進委員会 意見概要	6 ~8
(資料 3) 平成 25 年度の県のたばこ対策 未成年者禁煙支援相談窓口の設置について	9 ~15
(資料 4) 平成 25 年度 保健所たばこ対策事業一覧 平成 25 年度 世界禁煙デーキャンペーン実施一覧	16~19 20
(資料 5) 平成 25 年度奈良県市町村庁舎 (議会棟) ・公用車禁煙実施状況調査 平成 24 年度奈良県市町村庁舎 (議会棟) ・公用車禁煙実施状況調査	21~25

<参考資料>

第 2 期奈良県がん対策推進計画 (案) に対する意見等の概要及び県の考え方